日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 02. 25

No.14-022

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第１－３

業績の回復が見込まれていた時点で 人員規模・解雇を再検討すべきであった

本件整理解雇以後の経営・財務状況

高裁 最終準備書面シリーズ６

解雇の経営判断に、将来の予測を考慮に入れていないのは問題

解雇時を基準とするとしても、その時点で経営状況が以後改善することが客観的に予測できる事情が存在する場合には、それらの事情は、人員削減の必要性判断の誤りを推認させる重要な判断材料とすべきである。
（そして、そういう）判決例がある。

倒産法研究者の田頭章一教授も…解雇時点において予測できる将来事象としての業績回復の兆しを視野に入れて、解雇回避措置を慎重に検討する必要性を指摘している。

労働法研究者の根本到教授も･･･会社側が解雇の必要性を否定する事情が将来生じることを十分に予測できた場合には、それを経営判断に際し考慮に入れていないことは問題とされるべきなのである」と述べている。

解雇による人件費削減の効果を JAL自身が合理的に説明できていない

本件整理解雇による人件費削減の効果をJAL自身が合理的に説明できない限り、そもそも本件整理解雇の必要性は存在しなかった、とJAL自らが認めたことに等しい。

JALは、本件整理解雇の必要性について、JALが二度と倒れないようにするために必要な施策であると説明してきた。

しかし、本件整理解雇実施以後の業績推移を見れば、本件整理解雇がそうした施策とは無縁の、人員削減それ自体を自己目的化した施策であったことが明らか

である。…本件整理解雇後においては、人員規模それ自体を追求、検討することは一切なされていないのである。

２０１１年度通期の業績は、マスタープランに示す営業利益目標７５８億円を大きく超える２０４９億円の営業利益を計上した。この大きな要因としては、営業費用計画値１兆７７２億円に対して、実績は９９９８億円（計画差７７４億円減）と大幅な費用減がなされたことがみてとれる。本件１６５名の解雇による人件費削減効果額は、JAL主張としても約２０億円であり、業績への影響はまったく無いといっていいほど僅少なものである。

再上場の発表をするまでに

JALは２０１２年８月３日付で…１５％程度を株主への配当に充てる意向」と…いわゆる「再上場」に関して、…発表を行った。

理由として、２０１２年３月期に２０４９億円の業績を上げられたことを掲げている。この業績の要因として、事業規模の縮小、４０％の人員数削減、２０％の人件費単価の削減等を挙げており、人員関連施策の目的も「業績」にあったことを示しているのである。その一方で、人員規模それ自体を対象とする説明等は当然ながら一切存在しない。

再上場で、企業再生支援機構は３０００億円近い売却益

JALは、２０１２年９月１９日に株式を再上場した。…JALの株式の時価総額は約６９００億円となり、全日本空輸株式会社の約６４００億円を超えた。企業再生支援機構は、その持株を全て売却し、出資金３５００億円を全て回収した上に、さらに３０００億円近い売却益を得た。

２０１３年度３月期（通期）売上高、営業利益、経常利益、純利益全ての数値で、JAL自身の業績予想を上回っている。…営業利益率は１５．８％にまで上昇した。また、…純資産は５８３１億円、連結自己資本比率は４６．４％と中期経営計画の目標の５０％にさらに近付いた。

「増益が継続していく」「十分なリスク耐性」を当時すでに予測していた

JALの本件整理解雇以降の飛躍的な財務状況の改善は、…更生計画初年度に行われた大規模な固定費削減による利益改善効果としての「内部的」増益要因が、「構造的」に形成されたことに起因している。こうした効果は「一時的」なものにとどまるものではなく…「継続していく性格」を有しているのである。

本件整理解雇実施後僅かに３か月弱しか経過していない時点の「日経ビジネスに

よる稲盛会長のインタビュー」においても、稲盛会長が、東日本大震災による大規模な減収のもとでも、「リスク耐性」の形成を前提にして、所定の利益を確保することができるとして、業績回復予測を語っている。

むしろ事業計画の再検討や人員補充の必要性を再検討する必要性が

最高益の達成が高度の蓋然性をもって見込まれることにより更なる売上の拡大や航空路線等の事業戦略の上方修正も考えられ、かかる経営状況に応じて、今後の事業計画の再検討や人員補充の必要性を仔細に再検討する必要性が（当時に）あったのでないだろうか。

本件整理解雇時点において、上記のJALの飛躍的な業績回復とその実績については、相当程度予測が可能であったことに照らして、それらを視野に入れて本件整理解雇の必要性を検討した場合、本件整理解雇の必要性はおよそ認められる余地などなかったのである。少なくとも、その必要性・緊急度は全く取るに足りない極小のものとなっていたのは明らかなのである。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

5月　19日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527号法廷

13時10分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より